

善監委告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成27年11月13日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 大平達城

平成27年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成27年4月1日から平成27年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課、隣保館、東原児童館、高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課、予防課、消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校、西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館） 学校給食センター、市民会館、図書館

3 監査の期間

平成 27 年 10 月 6 日（火）から平成 27 年 10 月 20 日（火）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設、備品管理等現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通指摘事項

1 長期継続契約書の自動更新について

土地賃貸借契約において、「自動更新条項」があり、このことは地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約時には賃借料の見直しも含めて、相手方と協議し、契約を締結されたい。

2 長期継続契約書の解除条項について

いくつかの契約書において、「解除条項」の記載に「予算が減額または削除されたときは契約を解除する」という趣旨の文言が無く、長期継続契約の形態をなしていない。次回の契約時には賃借料の見直しも含めて、相手方と協議し、契約を締結されたい。

3 火災訓練等における消火栓、消火器の操法訓練について

火災訓練等において、設置されている消火栓及び消火器の操法訓練が十分になされていない。かかる訓練時には、消防署の協力を得ながら消火設備の初期消火に役立つ訓練を実施されたい。

4 日本スポーツ振興センター災害共済給付（医療費等）の方法について

生徒などが、学校等の管理下における災害に対し、日本スポーツ振興センターから災害共済給付（医療費等）が学校を通じて保護者に支払われる。

現在、給付金は日本スポーツ振興センターから一旦市の歳計外現金に振り込まれた後、各学校等に振り込まれ、そこから校長等が保護者に現金を手渡し、領収書を徴している。この方法では、学校等が現金を管理する事務負担があることなどから、今後、この給付金の支払い方法について、市の歳計外現金から直接保護者の指定口座に振り込む方法に変更することを検討されたい。

個別指摘事項

（教育総務課）

① 教育委員会の交際費について

教育委員会の交際費は、「市教育委員会の交際費の執行及び公表に関する要綱」第4条（公表）によりホームページへの公表が義務付けられている。ところが、現在、公表されていないので、早急に対処されたい。

② スタディーアフタースクールで使用する教室のエアコン等について

スタディーアフタースクールについて、使用している幼稚園及び小学校の一部の教室でエアコン等の機能が十分でない。については、計画的に修繕又は買い替え等について検討されたい。

③ 放課後児童健全育成事業について

子ども子育て関連3法の交付や児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育）の質の向上などが求められており、本市においても「善通寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を策定している。

現在、本市はスタディーアフタースクール事業として、幼稚園児を中心とした預かり保育を行っており、ほとんどの校区で、幼稚園において小学校児童と幼稚園児と一緒に預かっている。しかしながら、小学校6年生までの預かりを行わなければならない状況では、先の条例における基準を平成31年度末までに達成することは難しいと思われる。

今後は、小学校については、各小学校において事業を実施するなど、大幅な見直しが必要になると思われることから、責任体制の確立と事務量の増加に対処するため、正規職員を配置するよう検討されたい。

（幼稚園）

養護教諭等の配置について

現在、市の8幼稚園において養護をつかさどる養護教諭等が配置されずに、けが等が生じたときは園長が対応してきたところである。「幼稚園設置基準」第6条では、「養護教諭など置くよう努めなければならない。」とある。今後、養護教諭等の各幼稚園への巡回方式等を取り入れるなど、早急に1人を配置されることを検討されたい。

(竜川幼稚園)

プレハブ教室の使用について

プレハブ教室は、夏の暑い日にエアコンの機能が十分でなく高温な状態が続く日があった。プレハブ教室の使用については、通常は短期間使用が多い。児童数の推移を見ながら、他の教室の利用等も検討し、プレハブ教室の使用期間を最小限にされたい。

(学校給食センター)

① 備品の予算執行状況について

高額備品の予算執行が遅れている。については、教育委員会として執行の是非を検討されたい。

② 委託契約書について

一部の契約書において、不適切な標題の記載があった。については、契約書の見直しも含めて検討されたい。

(生涯学習課)

美術館、郷土資料館等の消火器について

美術館、郷土資料館等には、貴重な絵画等を展示している。そのために、そこに配備されている消火器は、特殊なものでなければならない。消防署と協議して適切な消火器を設置されたい。

(公民館)

① 防火管理者について

一部の公民館において、防火管理者の届け出が適切に処理されていないので対処されたい。

② 公民館運営について

公民館の運営については、他市においては学識経験者を含めた各団体の長等が委員として参加する審議会が配置されている。ところが、本市では善通寺公民館の廃止に伴い審議会も廃止されている。今後、公民館の在り方を論議する全公民館を統括する審議会等の設置について検討されたい。

(環境課)

① 行政財産の目的外使用について

事務所において使用している自動販売機は、「市公有財産規則」第 18 条（行政財産の目的外使用）による許可申請がされていないので、早急に対処されたい。

② 異なる会計間の所管換等について

特別会計太陽光発電の土地使用については、「市公有財産規則第 17 条により、有償とする。この場合、市長が必要でない認める場合はこの限りではない。」に該当する。現在、手続きが未処理なので対処されたい。

（高橋会館）

支払及び履行遅延に伴う利息について

リース契約書において、「支払及び履行遅延に伴う利息の率」の数字に「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示 991 号）で定める割合と違えた高い利率の記載がされていた。今後は、かかる文書をするよう検討されたい。